

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

国は、平成9年に全国の都道府県に対して、ダイオキシンなどの有害物質の発生を抑制するため、市町村のごみ焼却施設の集約化を進めるよう通知し、岩手県は平成11年に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」の中で、県内を6ブロックに分け、ブロックごとに施設を集約することとした。また、令和3年3月に策定された「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」においても、引き続きごみ処理の広域化を推進することが示されているほか、国からは令和6年3月29日に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」が通知され、さらに長期的な視点でのごみ処理施設の集約化の必要性が示されている。

岩手県が示した広域化ブロックのうち、「県央ブロック」に位置付けられた盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町では、関係する一部事務組合とともに平成23年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立し、平成27年1月には「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定している。その中で、ごみ焼却施設の整備方針としては、ごみ焼却施設を1か所（盛岡市）に集約して広域処理を行うこととした。

このような背景を踏まえて、8市町は、ごみ処理広域化に関する事務を共同処理するため、令和5年2月1日に「盛岡広域環境組合」（以下、「当組合」という。）を設置するとともに、「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」を策定している。本計画では、ごみ処理の基本的な方向として、1施設の集約に伴い、3Rの推進の観点から圏域内における分別品目の基準を定め、ごみの減量化や資源化の推進を図るとともに、ごみ焼却によって得られるエネルギーの回収や焼却残渣の資源化に努め、循環型社会の構築に適した効率的な廃棄物処理システムを目指すこととしている。さらに当組合では、令和6年3月に令和6年度を初年度とする10年間の計画期間となる「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定して、当組合におけるごみ処理の方向性を定めるとともに、令和7年6月には「施設整備検討委員会」における調査審議を経て、「ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「施設整備基本計画」という。）を策定し、新たなごみ焼却施設の整備に関して、施設規模や公害防止基準値等の諸条件、ごみ処理方式、施設配置及び動線計画、プラント設備計画、建築計画、余熱利用計画などの施設の基本的な仕様や施設の有効活用の方針などを示している。

また、現在、当組合の圏域内のごみ処理は、ごみの分別・収集運搬から中間処理・最終処分に至るまで、各市町又は一部事務組合が実施しているが、圏域内のごみ焼却施設（6施設：盛岡市クリーンセンター、八幡平市清掃センター、滝沢清掃センター、葛巻町清掃センター、岩手・玉山清掃事業所及び盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター）は、いずれも稼働から20年以上が経過しており、新たな施設の計画時期を迎えている。

本対象事業は、現在稼働している圏域内の既存のごみ焼却施設を1施設に集約し、令和14年度中の稼働に向け、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を整備するものである。

なお、対象事業実施区域及び対象事業の規模（処理能力）については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」の内容、検討等を踏まえて、方法書時点から見直しを行っている。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

一般廃棄物処理施設の設置の事業

(岩手県環境影響評価条例別表第5号に掲げる第1種事業：処理能力4 t/時間以上)

2.2.2 対象事業の規模

本事業に係る規模は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模（処理能力）

施設の種類	施設の処理能力
一般廃棄物処理施設	357 t/日 (14.875 t/時間) [約 4.958 t/時間・炉×3 炉×24 時間]

注) 施設の処理能力については、方法書時点 (438 t/日) から見直しを行っている。

なお、詳細は、「2.2.8 その他の対象事業に関する事項」に示すとおりである。

2.2.3 対象事業実施区域の位置

1. 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置は、図 2-1(1)～(3)に示すとおりである。

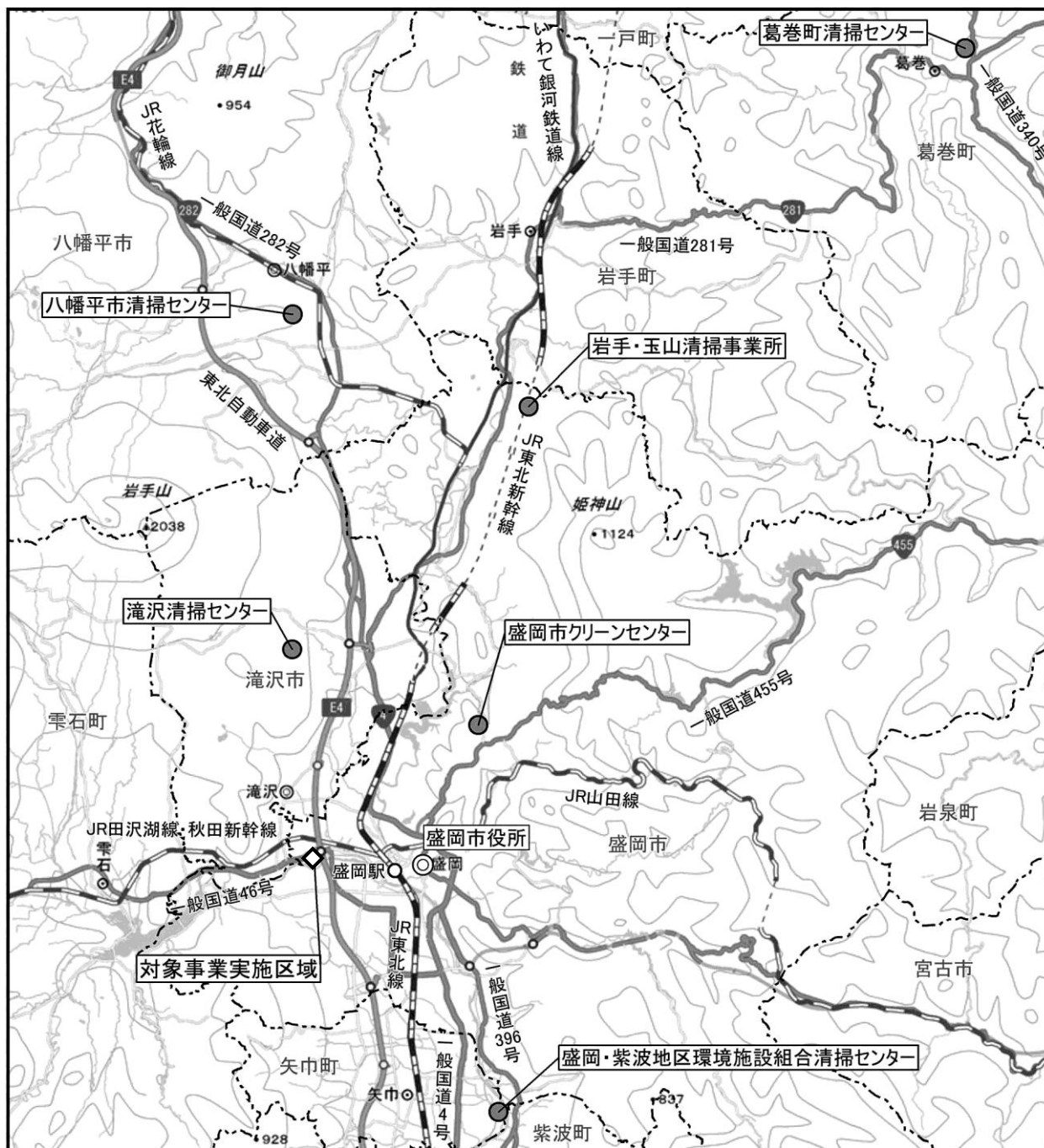
対象事業実施区域は、盛岡インターチェンジの南側に位置しており、盛岡市役所から北西に約 5.4kmに位置している。

また、対象事業実施区域が位置する盛岡市は、岩手県の中部に位置し、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、花巻市、宮古市及び岩泉町の10市町に隣接している。

2. 対象事業実施区域の選定の経緯

対象事業実施区域の選定にあたっては、県央ブロックのごみ焼却施設の整備候補地について、平成27年8月に「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、平成27年9月から平成29年3月までの間、計13回の委員会を開催して整備候補地の選定作業を進め、平成29年3月に検討委員会報告書としてとりまとめのうえ、整備候補地3か所を選定した。

その後、協議会において、検討委員会報告書の公表後に追加で提出された要望書等も踏まえて検討のうえ、平成29年5月に「ごみ処理施設整備候補地」として対象事業実施区域を含む4か所を選定した。4か所の「ごみ処理施設整備候補地」については、住民説明会を重ねて各候補地について評価を行い、最終的に対象事業実施区域を整備予定地として選定した。

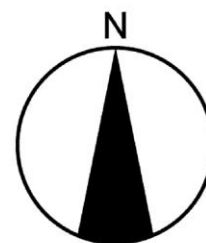


凡 例

- ◇ 対象事業実施区域
- 行政界
- ◎ 市町役場
- ごみ焼却施設
- インターチェンジ

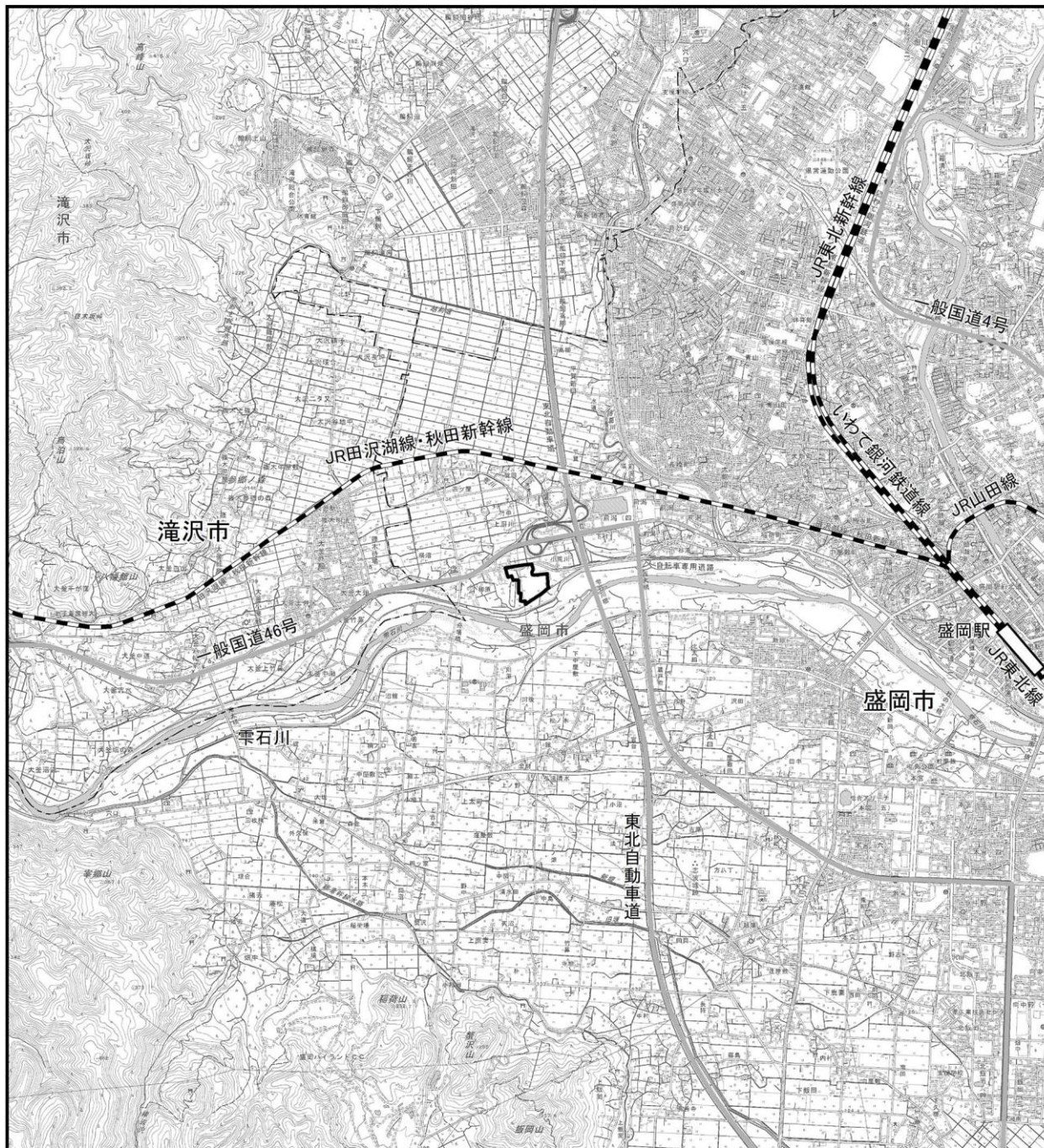
この地図は、国土地理院発行の地理院地図（標準地図）を使用したものである。

図 2-1(1) 対象事業実施区域の位置（広域）



1:300,000





凡 例

対象事業実施区域

行政界



1:50,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 2-1(2) 対象事業実施区域の位置 (狭域)



凡 例

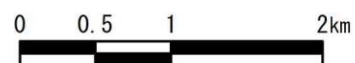
 対象事業実施区域

この地図は、「GEOSPACE CDS プラス」((C)NTT 空間情報株式会社, DigitalGlobe Inc.)を使用したものである。

図 2-1 (3) 対象事業実施区域の位置 (航空写真)



1:50,000



2.2.4 対象事業に係る処理する廃棄物の処理計画の概要

1. 計画ごみ処理量及び施設規模

本事業に係る計画施設で処理対象とすることの年間排出量の推移は表 2-2に、計画ごみ処理量の推移は表 2-3に示すとおりである。

本事業に係る計画ごみ処理量については、施設供用開始後に最も多くなると想定される令和15年度を計画目標年度とし、計画ごみ処理量103,301 t/年に対して、施設の実稼働率等を考慮した357 t/日(14.875 t/時間)の処理能力を有する施設を整備する計画である。

なお、圏域内で一時的に発生する災害発生時の災害廃棄物については、年間の運転日数を一時的に増加することで対応する計画である。

表 2-2 年間ごみ排出量の推移

項 目	年間ごみ排出量 (t/年)								
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
ごみ排出量	128,170	126,243	124,427	122,643	120,783	118,958	117,139	115,345	113,508
家庭ごみ	81,395	79,977	78,636	77,326	75,952	74,611	73,270	71,955	70,605
可燃ごみ	58,525	57,335	56,210	55,101	53,949	52,825	51,704	50,596	49,471
不燃ごみ	4,083	4,033	3,991	3,949	3,907	3,865	3,820	3,780	3,737
粗大ごみ 中型ごみ	1,715	1,698	1,681	1,665	1,646	1,628	1,610	1,593	1,575
資源物	17,072	16,911	16,754	16,611	16,450	16,293	16,136	15,986	15,822
事業系ごみ	46,775	46,266	45,791	45,317	44,831	44,347	43,869	43,390	42,903
可燃ごみ	41,242	40,795	40,384	39,975	39,552	39,134	38,717	38,304	37,881
不燃ごみ	2,371	2,342	2,312	2,284	2,254	2,224	2,194	2,164	2,135
粗大ごみ 中型ごみ	484	482	479	474	471	467	465	462	456
資源物	2,678	2,647	2,616	2,584	2,554	2,522	2,493	2,460	2,431

注) 本事業においては、令和 14 年度後半の施設供用開始を想定しており、月毎の排出ピークを超えた時期であることから、施設規模は令和 15 年度の排出量を元に検討している。なお、令和 14 年度の数値は参考値である。

表 2-3 計画ごみ処理量の推移

項 目	計画ごみ処理量 (t/年)								
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
処理対象物量	104,993	103,301	101,710	100,141	98,511	96,918	95,323	93,753	92,150
可燃ごみ	99,767	98,130	96,594	95,076	93,501	91,959	90,421	88,900	87,352
不燃・粗大及びリ サイクル可燃残 さ	5,226	5,171	5,116	5,065	5,010	4,959	4,902	4,853	4,798

注 1) 不燃・粗大及びリサイクル可燃残さとは、既存施設（不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設）からの破碎・選別後の可燃物を示す。

注 2) 令和 14 年度の計画ごみ処理量は、本事業に係る施設供用開始前も含めたごみ処理量を示しており、本事業に係る施設が供用を開始するまでのごみ処理については、現状の既存施設で行う計画である。

2. 処理対象廃棄物の種類

計画施設における処理対象廃棄物は、表 2-4に示すとおりである。

表 2-4 計画施設における処理対象廃棄物の種類

施設の種類	処理対象廃棄物の種類
一般廃棄物処理施設	可燃ごみ、不燃・粗大及びリサイクル可燃残さ

注1) 不燃・粗大及びリサイクル可燃残さとは、既存施設（不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設）からの破碎・選別後の可燃物を示す。

注2) 圏域内で一時的に発生する災害発生時の災害廃棄物については、年間の運転日数を一時的に増加することで対応する計画である。

3. 処理方式

計画施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として整備する計画であり、処理方式については、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」で示したとおり、以下の6つの理由から1方式に絞り込まず、複数のごみ処理方式の選考として、「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」を候補とする。

- ①過去20年での導入（稼働中）実績が十分にある（焼却方式（ストーカ式）148件、ガス化溶融方式（シャフト炉式）28件、ガス化溶融方式（流動床式）24件）。
- ②低質ごみから高質ごみまで対応可能であり、公害防止対策に優れる（自主規制値を満足可能）。
- ③建屋高さや面積が抑えられ、敷地の有効活用が可能となる。
- ④複数社の応募により競争性が働くことで、建設費、運営維持管理費及び資源化費を抑えられる可能性がある。
- ⑤ごみ処理方式ごとに一長一短（例：焼却方式（ストーカ式）、ガス化溶融方式（流動床式）：二酸化炭素排出量は少ないが発電量及び売電量も少ない、ガス化溶融方式（シャフト炉式）：発電量及び売電量が多いが二酸化炭素排出量も多いなど）があるものの、設定した評価項目を評価基準により評価した結果、3方式の合計評価点に大きな差がつかない。
- ⑥「焼却方式（流動床式）」は、プラントメーカーからの提案が得られなかった方式であるため、選考しない。

4. 施設整備に係る基本方針

本事業の実施にあたっては、「施設整備基本計画」で示したとおり、以下の基本方針に基づき、施設仕様、設計、建設等を行っていく計画である。

■基本方針1 周辺環境の保全等、安全・安心に配慮した施設

- ・周辺の自然環境への負荷を低減するとともに、施設周辺の生活環境の保全を確保する安全・安心に配慮した施設
- ・排ガスなどの公害防止基準値は自主基準値を定め、公害発生防止など環境保全対策に万全を期す施設

■基本方針2 廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラル社会を創出する施設

- ・ごみ処理に伴い発生する廃棄物エネルギーを有効活用し、発電・熱利用を積極的に行い、電気や化石燃料の使用量を削減することで、二酸化炭素の排出を抑制し、循環型社会の構築とカーボンニュートラル社会を創出する施設

■基本方針3 地域づくりに寄与する施設

- ・地域に開かれた施設を整備することにより、地域におけるコミュニティの醸成等、地域づくりの拠点となる施設

■基本方針4 防災や環境学習拠点などの付加価値に優れた施設

- ・地震などの災害時には、近隣住民の緊急避難場所として活用するなど、防災に優れた施設
- ・廃棄物に関する環境教育の推進を含む、総合的な環境学習の拠点となる施設

■基本方針5 経済性・効率性に優れた施設

- ・建設費だけでなく、運営・維持管理費の縮減にも優れた施設

5. 事業方式

本事業に係る施設の整備及び運営は、当組合が資金調達・事業主体となり、施設の建設・運営を一体で民間事業者へ発注する公設民営のDBO方式（Design Build Operation）とする計画である。

6. 計画施設の概要

(1) 全体計画

計画施設の概要は表 2-5に、施設配置計画案は図 2-2に示すとおりである。

本事業では、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町から発生する一般廃棄物を処理する計画である。

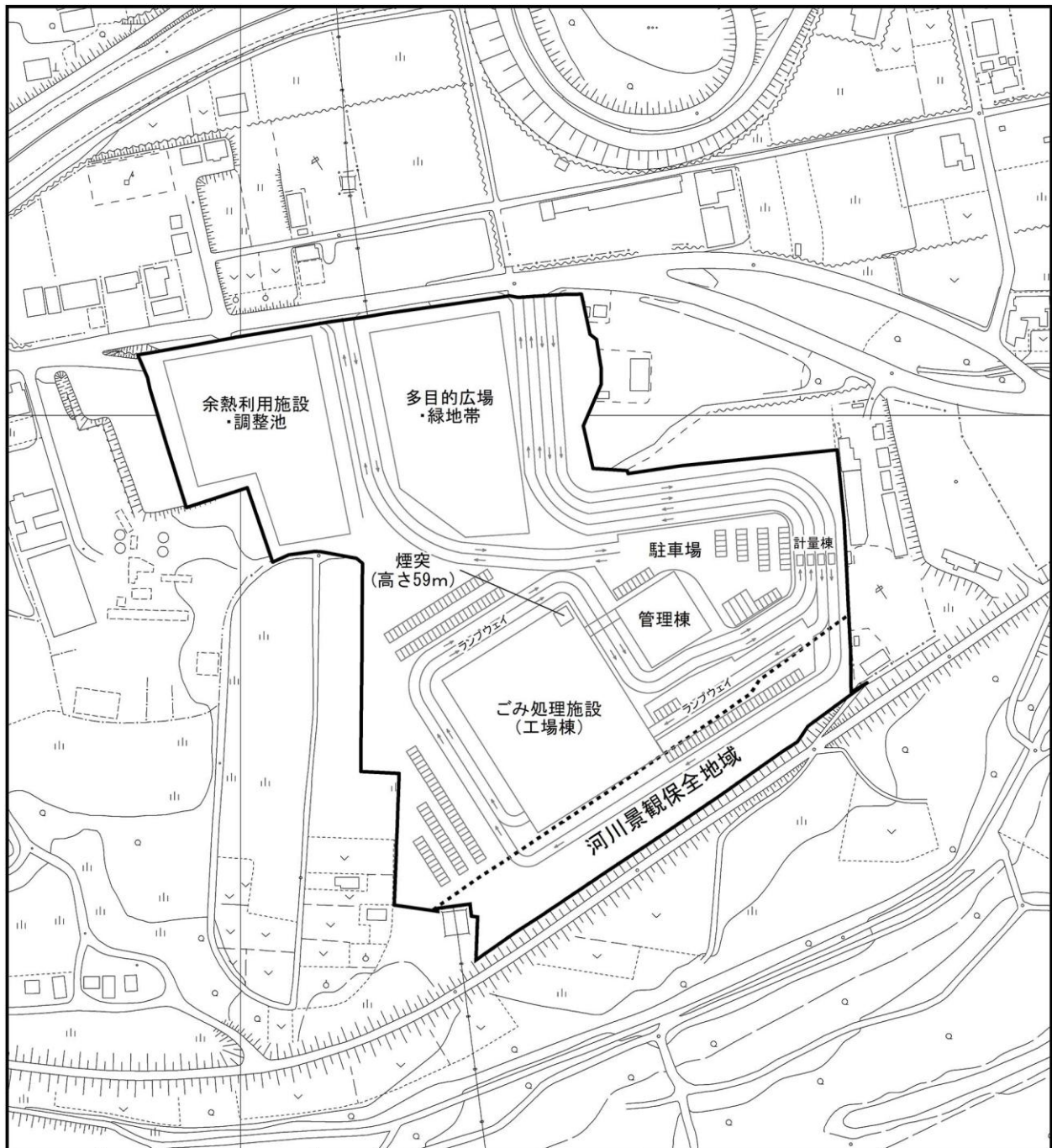
なお、本事業は、DBO方式で実施する計画であることから、具体的な施設の配置や設置する設備・機器等は、当組合が設定した機能・性能を確保するよう受託した民間事業者が実施設計を行い、決定する計画である。

表 2-5 計画施設の概要

区 分		概 要
処理対象区域		8 市町 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)
所在地		盛岡市上厨川字川原地内ほか
処理能力		357 t / 日 (14. 875 t / 時間×24 時間)
区域面積		約 6 ha
主 要 な 配 置 施 設	ごみ処理施設 (工場棟)	主に可燃ごみを処理する施設
	管理棟	施設の運営管理を行う職員が常駐する施設
	計量棟	廃棄物運搬車両等の重量を測定し、施設に搬出入するごみを管理する施設
	余熱利用施設	計画施設で発生する余熱を利用する施設
	多目的広場	催し物等にも利用が可能となる場所
	調整池	敷地内に降った雨水を一時貯留する施設
	駐車場	施設来訪者、職員、作業従事者等に必要な台数を確保
	洗車場	使用する車両等を洗車する施設

注1) 主要な配置施設については、今後変更となる可能性がある。

注2) 余熱利用施設の具体的な内容については、地域住民等とも協議のうえ決定する。

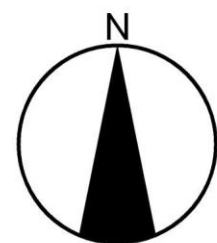


凡 例

対象事業実施区域

注1) 施設配置計画については、今後変更となる可能性がある。
 注2) 余熱利用施設の具体的な内容については、地域住民等とも協議のうえ決定する。

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:3,000



図 2-2 施設配置計画図(案)

7. 計画施設の処理フロー及び主要な設備構成

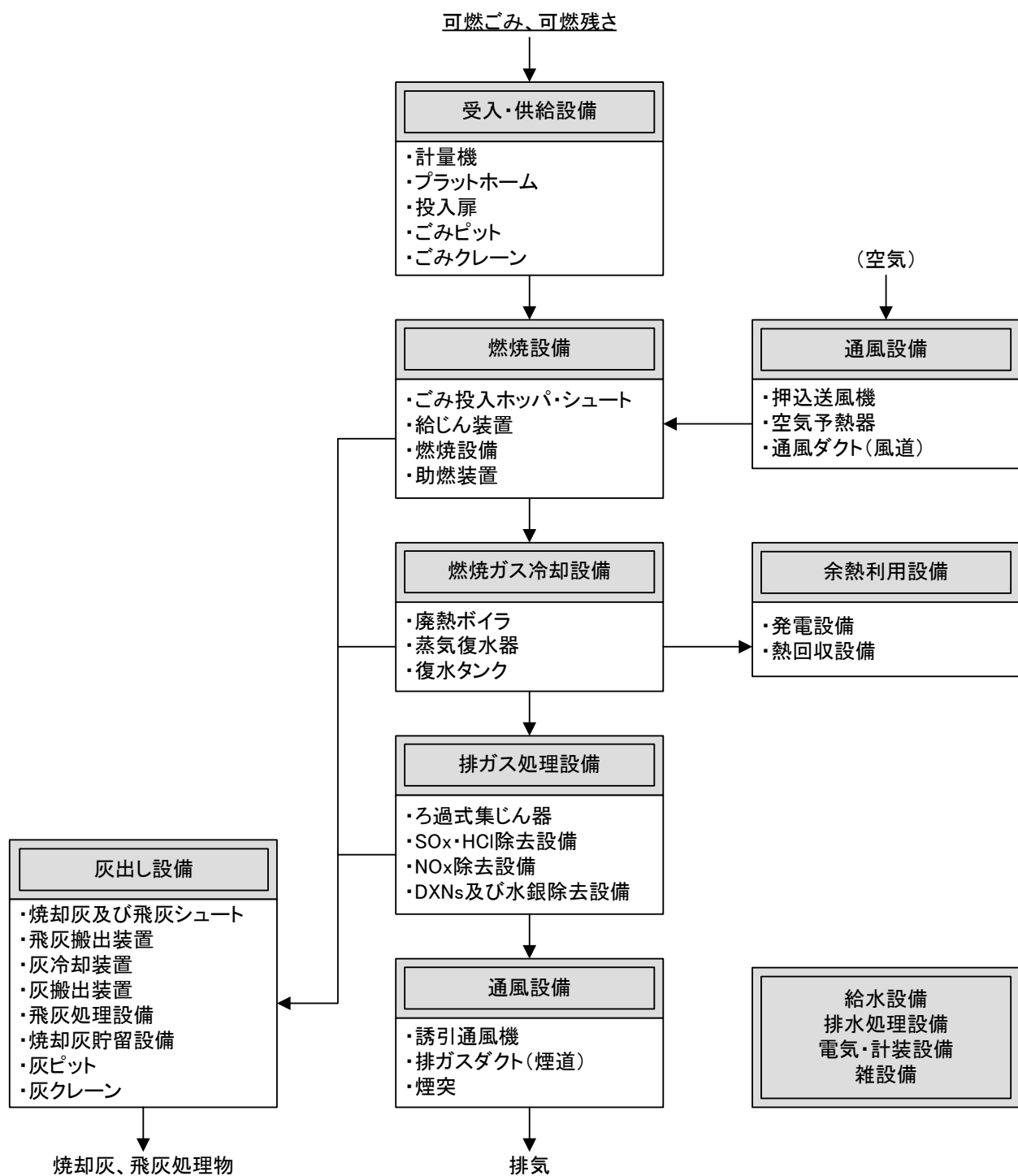
計画施設の処理方式は、「施設整備基本計画」に基づき、「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」のいずれかとなる計画である。

なお、本事業は、DBO方式で実施する計画であることから、具体的な処理方式は、当組合が設定した機能・性能を確保するよう受託した民間事業者が実施設計を行ったうえで決定する計画である。

(1) 基本処理フロー

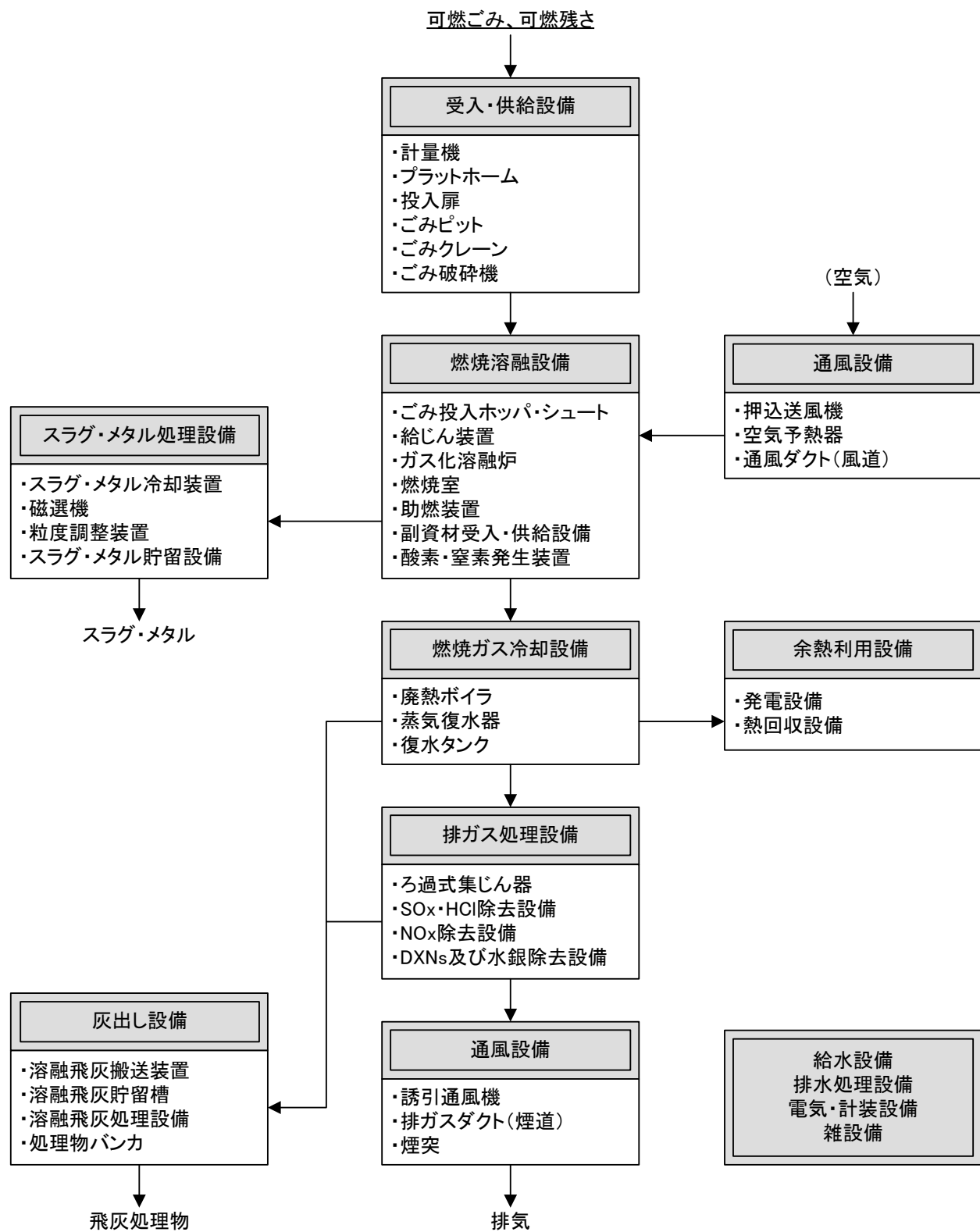
一般的な「焼却方式（ストーカ式）」の処理フローは図 2-3に、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」の処理フローは図 2-4に、「ガス化溶融方式（流動床式）」の処理フローは図 2-5に示すとおりである。

なお、焼却方式（ストーカ式）の参考事例となる盛岡市クリーンセンターにおけるごみ処理の流れは図 2-6に、ガス化溶融方式（シャフト炉式）の参考事例となる盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターにおけるごみ処理の流れは図 2-7に、ガス化溶融方式（流動床式）の参考事例となる仙南クリーンセンターにおけるごみ処理の流れは図 2-8に示すとおりである。



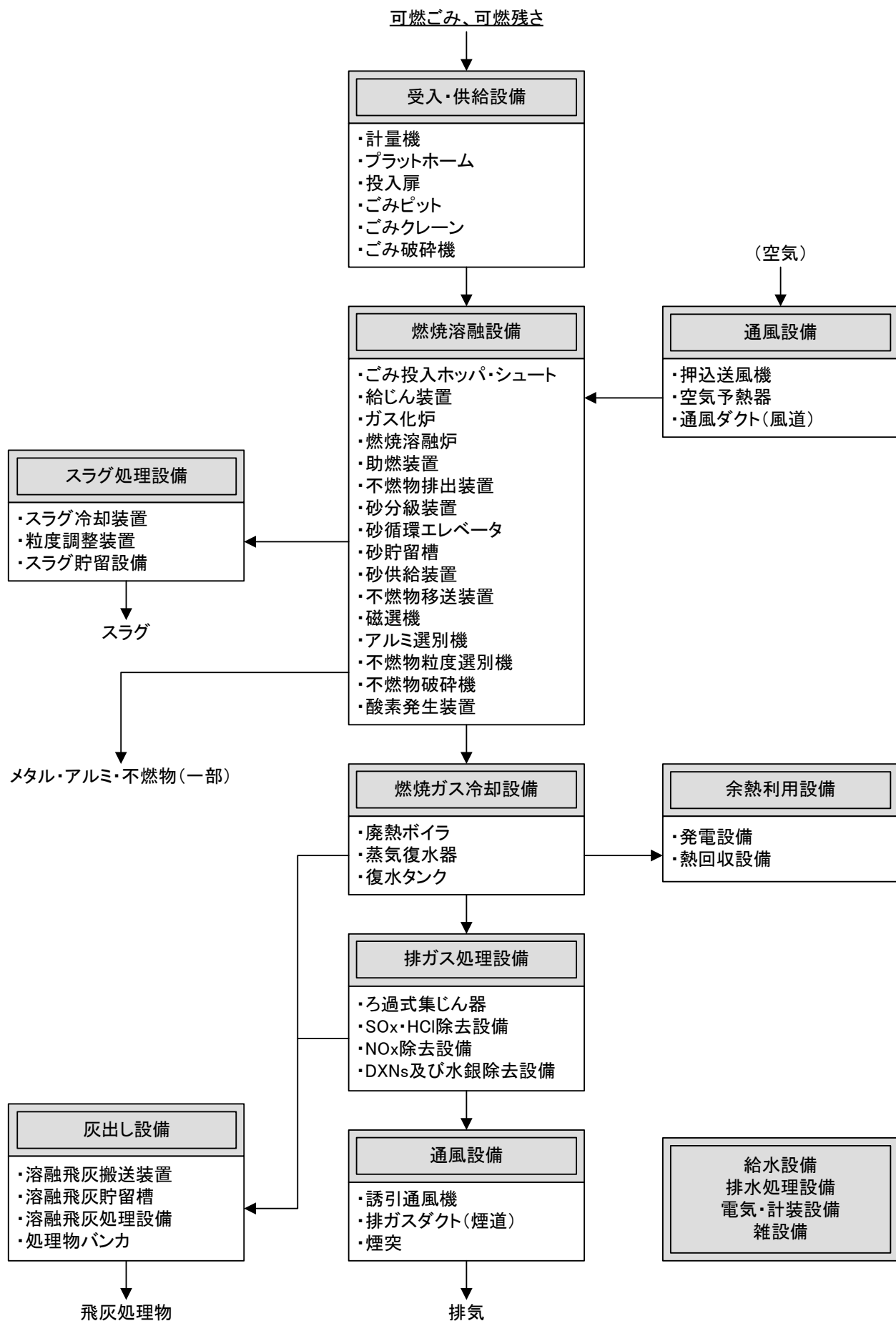
出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

図 2-3 焼却方式（ストーカ式）に係る一般的なごみ処理フロー



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

図 2-4 ガス化溶融方式（シャフト炉式）に係る一般的なごみ処理フロー



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

図 2-5 ガス化溶融方式（流動床式）に係る一般的なごみ処理フロー

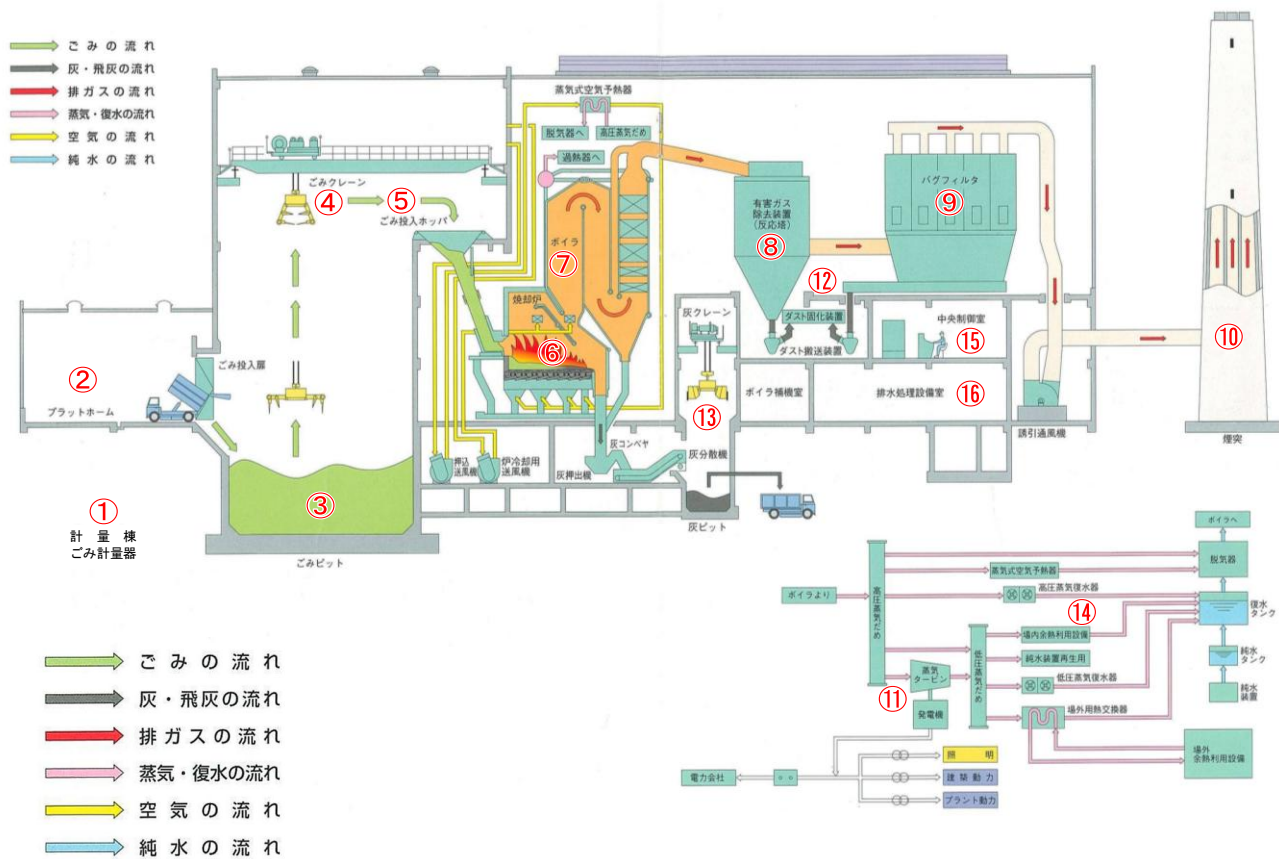
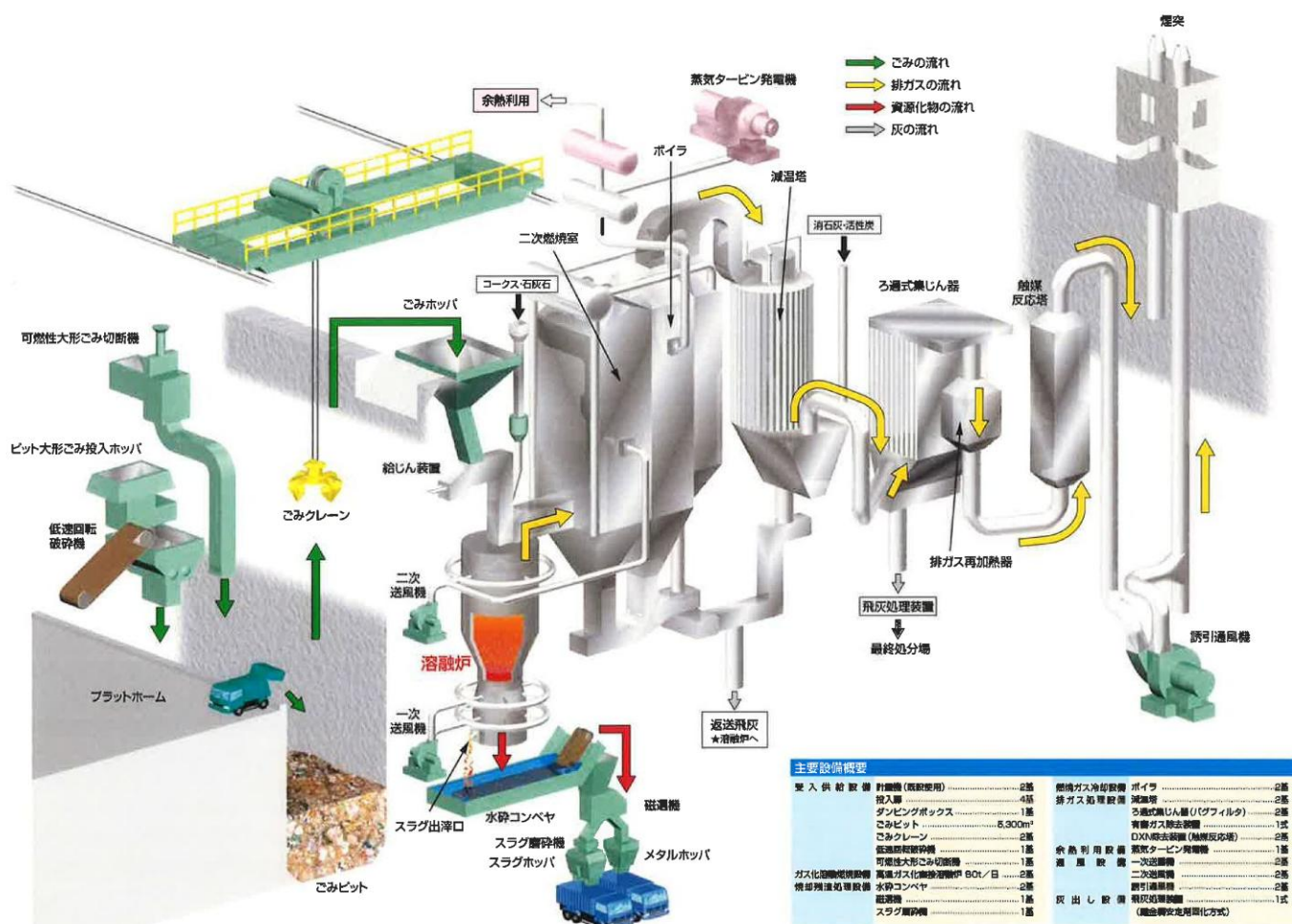


図 2-6 盛岡市クリーンセンターにおけるごみ処理の流れ(焼却方式(ストーカ式))



出典：「盛岡・紫波地区環境施設組合の清掃センター パンフレット」（盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター）

図 2-7 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターにおけるごみ処理の流れ（ガス化溶融方式（シャフト炉式））

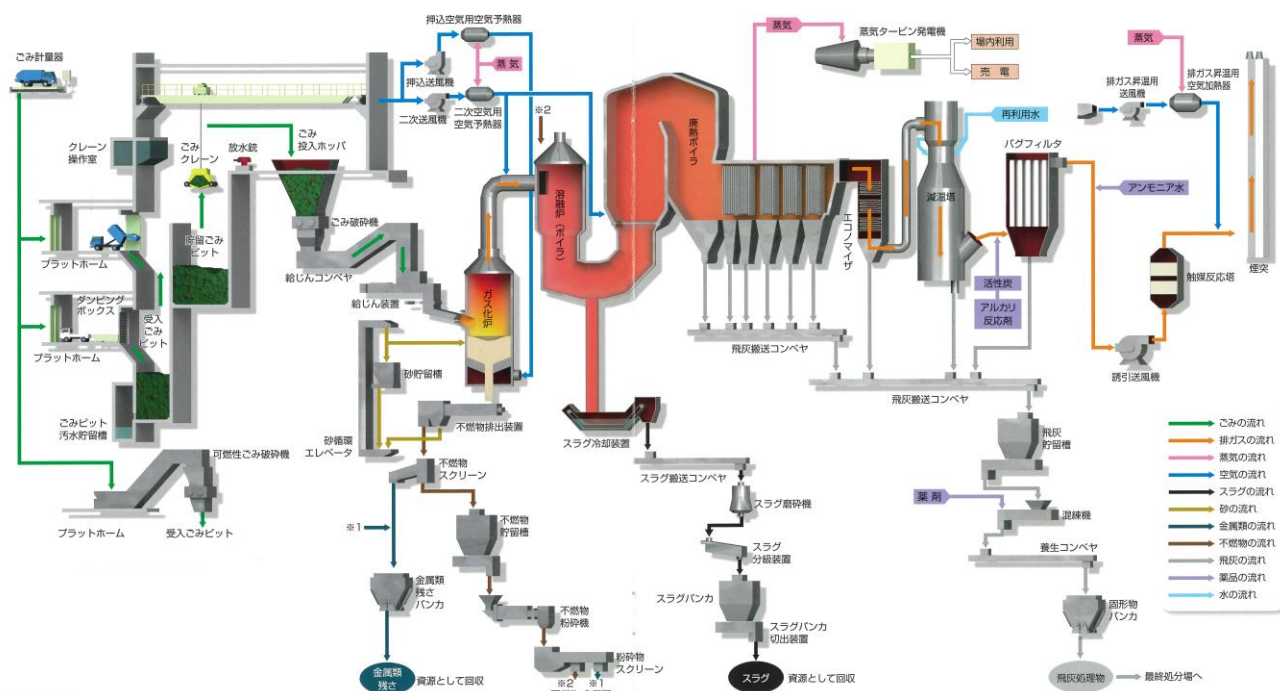


図 2-8 仙南クリーンセンターにおけるごみ処理の流れ（ガス化溶融方式（流動床式））

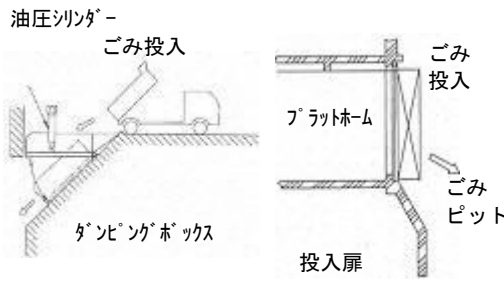
(2) 設備構成

「焼却方式（ストーカ式）」、「ガス化溶融方式（シャフト炉式）」、「ガス化溶融方式（流動床式）」に係る主な設備構成は、以下に示すとおりである。

① 受入・供給設備

受入・供給設備は、表 2-6 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-6 受入・供給設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化溶融 方式共通	計量機	計量機は、収集車両及び直接搬入車両等による搬入物及び搬出物の重量を正確に計量するために設置する。そのため、搬入時及び搬出時の2回計量を基本とし、搬入時2基、搬出時2基の計4基の設置を基本とする。
	プラットフォーム	プラットフォームは、収集車両及び直接搬入車両等からごみピットへ投入する作業が円滑に実施できるスペースを確保し、有効幅員は原則15m以上、一方通行動線となるよう安全性に配慮する。
	投入扉	投入扉は、プラットフォームとごみピットを遮断し、ごみピット内の粉じん及び臭気の拡散を防止するために設置する。 基数は、搬入物検査を実施できるダンピングボックス等の設備を設置する。 
	ごみピット	ごみピットは、搬入されたごみを貯留し、焼却能力との調整を図るために設置し、災害対応を考慮した、7日以上容量を確保する。 また、ごみピットには、専用の放水銃（自動照準機能をもち自動消火が可能なもの）等を設置し、火災対策を講じる。
	ごみクレーン	ごみクレーンは、焼却又は燃焼溶融設備にごみピット内のごみを供給するために設置し、天井走行式クレーンとする。
ガス化 溶融方式	ごみ破砕機	ごみ破砕機は、投入ごみの前処理を行い、熱分解を安定させるために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

② 燃焼又は燃焼溶融設備

燃焼又は燃焼溶融設備は、表 2-7 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-7 燃焼又は燃焼溶融設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化溶融方式 共通	ごみ投入ホッ パ・シュート	ごみ投入ホッパは、ごみクレーンから投入されたごみを一時貯留しながら連続で炉内に送り込む設備で、ブリッジ解除装置を設置し、円滑に供給できるものとする。 また、数量は炉数と同数とし、炉内と外部を遮断するための開閉蓋(ホッパゲート)を設置することとする。
	給じん装置	給じん装置は、炉内にごみを安定して連続で供給でき、またごみ質の変化や炉内の燃焼状況等に応じて給じん量を調整できるものとする。
	助燃装置	助燃装置は、炉の起動・停止時における炉内温度の制御、昇温又は降温操作、ごみ質悪化に起因する炉内温度の低下に対して、所定の温度を保持するために設置する。
焼却方式 (ストーカ式)	燃焼設備	燃焼設備は、計画ごみ質のごみを連続して安定的に処理できるものとする。
ガス化溶融方式 (シャフト炉式)	ガス化溶融炉	ガス化溶融炉は、処理対象物を安定的に処理できるよう高温で燃焼溶融するために設置する。
	燃焼室	燃焼室は、ガス化溶融炉において発生した可燃性のガス及び粉じん等を所定の温度で完全燃焼するために設置する。
	副資材受入・供給設備	副資材受入・供給設備は、処理対象物を完全に燃焼、溶融し、無害化処理するために必要な副資材(コークス、石灰石など)を貯留し、ガス化溶融炉に投入するために設置する。
	酸素・窒素発生装置	酸素発生装置は、ガス化溶融炉の温度確保のための炉内へ供給する高濃度の酸素を作るために設置する。 窒素発生装置は、ガス化溶融炉を安定して停止させるための炉内へ供給する窒素を発生させるために設置する。
ガス化溶融方式 (流動床式)	ガス化炉	ガス化炉は、処理対象物を熱分解し、炉頂部から熱分解物を燃焼溶融炉へ、炉下部から不燃物を円滑に排出するために設置する。
	燃焼溶融炉	燃焼溶融炉は、熱分解ガス及び熱分解固形物などを連続的に高温で燃焼させるとともに、溶融スラグを連続して安定的に排出するために設置する。
	不燃物排出装置	不燃物排出装置は、ガス化炉内に堆積した不燃物を取り出すために設置し、熱分解状態に支障なく取り出すことができるものとする。
	砂分級装置	砂分級装置は、不燃物搬出装置から取り出された不燃物と砂を効率よく、ふるい分けるために設置する。
	砂循環エレベータ	砂循環エレベータは、砂分級装置によって、ふるい分けられた砂を再びガス化炉に戻すために設置する。
	砂貯留槽	砂貯留槽は、ガス化炉内に充填する砂を貯留するために設置し、ガス化炉内の全量を貯留できる十分な容量を確保するものとする。
	砂供給装置	砂供給装置は、ガス化炉内に砂を供給するために設置する。
	不燃物移送装置	不燃物移送装置は、排出された不燃物を磁選機及びアルミ選別機へ搬送するために設置する。
	磁選機	磁選機は、不燃物からメタル(鉄)を分別し、回収するために設置する。
	アルミ選別機	アルミ選別機は、不燃物からアルミを分別し、回収するために設置する。
	不燃物粒度選別機	不燃物粒度選別機は、不燃物の中から不燃物破砕機の破砕に適さない大塊物を選別するために設置する。
	不燃物破砕機	不燃物破砕機は、不燃物を燃焼溶融炉で溶融する上で必要な粒度まで粉砕するために設置する。
	酸素発生装置	酸素発生装置は、燃焼溶融炉の温度確保のための炉内へ供給する高濃度の酸素を作るために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」(令和7年6月 盛岡広域環境組合)

③ 燃焼ガス冷却設備

燃焼ガス冷却設備は、表 2-8 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-8 燃焼ガス冷却設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	廃熱ボイラ	廃熱ボイラは、燃焼及び燃焼熔融設備から熱回収を行い、排ガス処理設備が安全に、効率よく性能を発揮できるガス温度まで冷却するために設置する。当該設備は、設備容量・規模・ごみ質等を勘案して形式等を決定することとする。 また、発生する蒸気は、発電、場内熱利用、他施設への熱供給等に活用し、エネルギー回収率の向上に努めることとする。
	蒸気復水器	蒸気復水器は、廃熱ボイラからの余剰蒸気を処理するために設置する。
	復水タンク	復水タンクは、蒸気復水器からの高温水を貯留するために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

④ 排ガス処理設備

排ガス処理設備は、表 2-9 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-9 排ガス処理設備

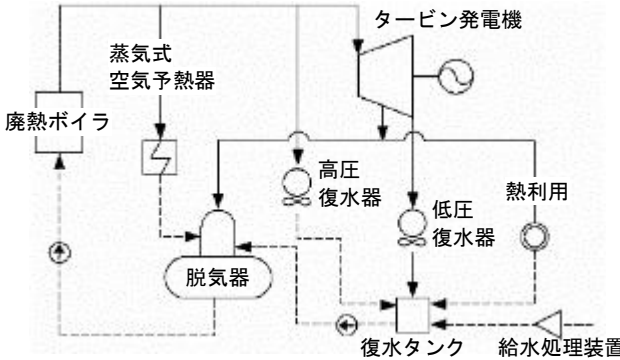
区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)、 ガス化熔融 方式共通	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器は、排ガスからばいじんを除去するために設置する。
	SO _x ・HCl 除去設備	SO _x ・HCl 除去設備は、排ガスから硫黄酸化物及び塩化水素を除去するために設置し、乾式法を基本とする。
	NO _x 除去設備	NO _x 除去設備は、排ガスから窒素酸化物を除去するために設置し、燃焼制御法及び無触媒脱硝法を基本とする。 ただし、無触媒脱硝法の導入可否は、必要に応じた事業者提案とする。
	ダイオキシン類及び水銀除去設備	ダイオキシン類及び水銀除去設備は、排ガスからダイオキシン類及び水銀を除去するために設置し、ろ過式集じん器の低温化及び活性炭吹込みを基本とする。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑤ 余熱利用設備

余熱利用設備は、表 2-10 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-10 余熱利用設備

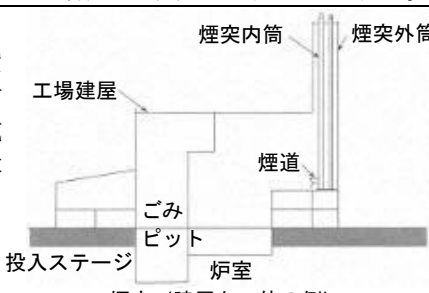
区分	設備名	計画
焼却方式 (ストー方式)、 ガス化熔融 方式共通	発電設備	発電設備は、ボイラ・タービン方式を基本とし、発電量及び余熱利用量を制御できる適切な設備とする。  ボイラ・タービン方式のフロー図
	熱回収設備	熱回収設備は、回収した熱をプラント関係設備、給湯、冷暖房等に利用するために設置し、エネルギー回収率の向上に努めることとする。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑥ 通風設備

通風設備は、表 2-11 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-11 通風設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストー方式)、 ガス化熔融 方式共通	押込送風機	押込送風機は、ごみピットより吸引した燃焼用空気を炉内に送り込むために設置し、適切な余裕率の設定や、風量・風圧が大きいことによる騒音・振動の防止対策を十分に施すものとする。
	空気予熱器	空気予熱器は、処理対象物の燃焼を良好に実施するために設置し、計画低位発熱量のほか、設置スペース及び経済性も考慮した形式を選定するものとする。
	通風ダクト (風道)	通風ダクト（風道）は、ごみピットから炉内までの各設備を結ぶために設置し、適所に流量調節用ダンパや点検口の設置、高温空気が流れることによる火傷防止対策などを十分に施すものとする。
	誘引通風機	誘引通風機は、煙突を通じて排ガスを大気へ排出するために設置し、ガス量の変動に対応できる適切な余裕率を設定した上で、騒音・振動防止対策を十分に考慮するものとする。
	排ガスダクト (煙道)	排ガスダクト（煙道）は、炉内から煙突までの各設備を結ぶために設置し、排ガス中の硫黄酸化物や塩化水素が冷却・凝縮されて生じる硫酸や塩酸による腐食対策や火傷防止対策を施すものとする。
	煙突	煙突は、無害化された排ガスを大気中に拡散するために設置し、高さについては 59m とする。なお、景観性や事業費低減等のため、建屋と一体型を基本とする。  煙突（建屋と一体の例）

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑦ 灰出し設備

灰出し設備は、表 2-12 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-12 灰出し設備

区分	設備名	計画
焼却方式 (ストーカ式)	焼却灰及び 飛灰シュート	焼却灰及び飛灰シュートは、焼却灰及び各部で捕集された飛灰を対象とし、シュート部は焼却灰等がブリッジすることのないよう、円滑に落下できる機能を有するものとする。
	飛灰搬出装置	飛灰搬出装置は、ろ過式集じん器で捕集するばいじんの他、ボイラ下部等で捕集する飛灰を対象とし、シュートその他に空気等が混入しない構造とし、円滑に飛灰が移送される機能を有するものとする。
	灰冷却装置	灰冷却装置は、炉内に漏入する空気を遮断する構造で、内部に灰搬出装置が設置できる容積を持ち、かつ、焼却灰等を円滑に輸送できる機能を有するものとする。
	灰搬出装置	灰搬出装置は、焼却炉から排出された灰を、灰ピット等へ搬送するための機能を有するものとする。
	飛灰処理設備	飛灰処理設備は、ろ過式集じん器で捕集するばいじんの他、ボイラ下部等で捕集する飛灰を対象とし、飛灰処理先での受入が困難となった場合など、非常時対応のために設置する。
	焼却灰貯留設備	焼却灰貯留設備（焼却灰バンカ）は、灰コンベヤからの焼却灰を搬出車両に積込むための一時貯留装置としての役割を有するものとする。
	灰ピット	灰ピットは、焼却灰発生量や搬出頻度等を参考に容量を決定し、搬出するまで一時貯留するものとする。
	灰クレーン	灰クレーンは、灰ピットから搬出車両への焼却灰の積み込み、灰ピット内の灰のならし、積換えを行うための機能を有するものとする。
ガス化 熔融方式	熔融飛灰搬送装置	熔融飛灰搬送装置は、熔融飛灰を熔融飛灰貯留槽まで搬送するために設置し、密閉式によりダストの飛散のない構造とする。
	熔融飛灰貯留槽	熔融飛灰貯留槽は、ブリッジが生じないように配慮するとともに、吸湿を防ぐために、保温、加温ヒータ等を設けることとする。
	熔融飛灰処理設備	熔融飛灰処理設備は、熔融飛灰貯留槽より搬出された熔融飛灰を処理するために設置する。
	処理物バンカ	処理物バンカは、無害化処理された熔融飛灰や飛灰を貯留するために設置し、ブリッジや処理物の付着が生じないものとする。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑧ スラグ・メタル処理設備

スラグ・メタル処理設備は、表 2-13 に示す設備機器で構成する計画である。

表 2-13 スラグ・メタル処理設備

区分	設備名	計画
ガス化熔融方式 (シャフト炉式)	スラグ・メタル冷却装置	スラグ・メタル冷却装置は、スラグ・メタルの冷却水量が十分確保される容量とし、スラグ冷却水に含まれる重金属等が飛散しない方式とする。
	磁選機	磁選機は、水砕後の細粒化し、混在したスラグ・メタルをスラグとメタルに分離するために設置し、耐摩耗、耐腐食に配慮した材質構造及び維持管理が容易な構造とする。
	スラグ・メタル貯留設備	スラグ・メタル貯留設備は、スラグ及びメタルを搬出するまで貯留するために設置する。
ガス化熔融方式 (流動床式)	スラグ冷却装置	スラグ冷却装置は、燃焼熔融炉から排出されるスラグを冷却するために設置し、スラグの冷却水量が十分確保される容量とする。
	スラグ貯留設備	スラグ貯留設備は、スラグを搬出するまで貯留するために設置する。
ガス化熔融方式共通	粒度調整装置	粒度調整装置は、スラグを利活用先の要求品質に応じた粒度に調整するために設置する。

出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和 7 年 6 月 盛岡広域環境組合）

⑨ 給水設備

給水設備は、プラント用水及び生活用水を施設に円滑に供給する目的で設置するものであり、本事業では上水道の使用を基本とする。ただし、災害時などの緊急時におけるプラント用水には井水の活用も想定している。

⑩ 排水処理設備

排水処理設備は、生活排水及びプラント排水に分かれ、生活排水は公共下水道への放流とし、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ放流するほか、一部を場内で再利用する計画である。

また、雨水は、調整池を経由した後、対象事業実施区域東側の水路から公共用水域へ放流する計画である。

⑪ 電気・計装設備

電気・計装設備は、電気設備、発電設備、計装設備等で構成する。

電気設備については、特別高圧電力による受電後に本施設の各設備等に供給を行う計画とし、計装設備については、プラントの操作・監視・制御の集中化及び自動化により、プラント運転の信頼性の向上及び省力化を図る計画である。

また、停電時の対応として、1 炉の立ち上げに必要な電源を確保するため、非常用発電設備を設置する。

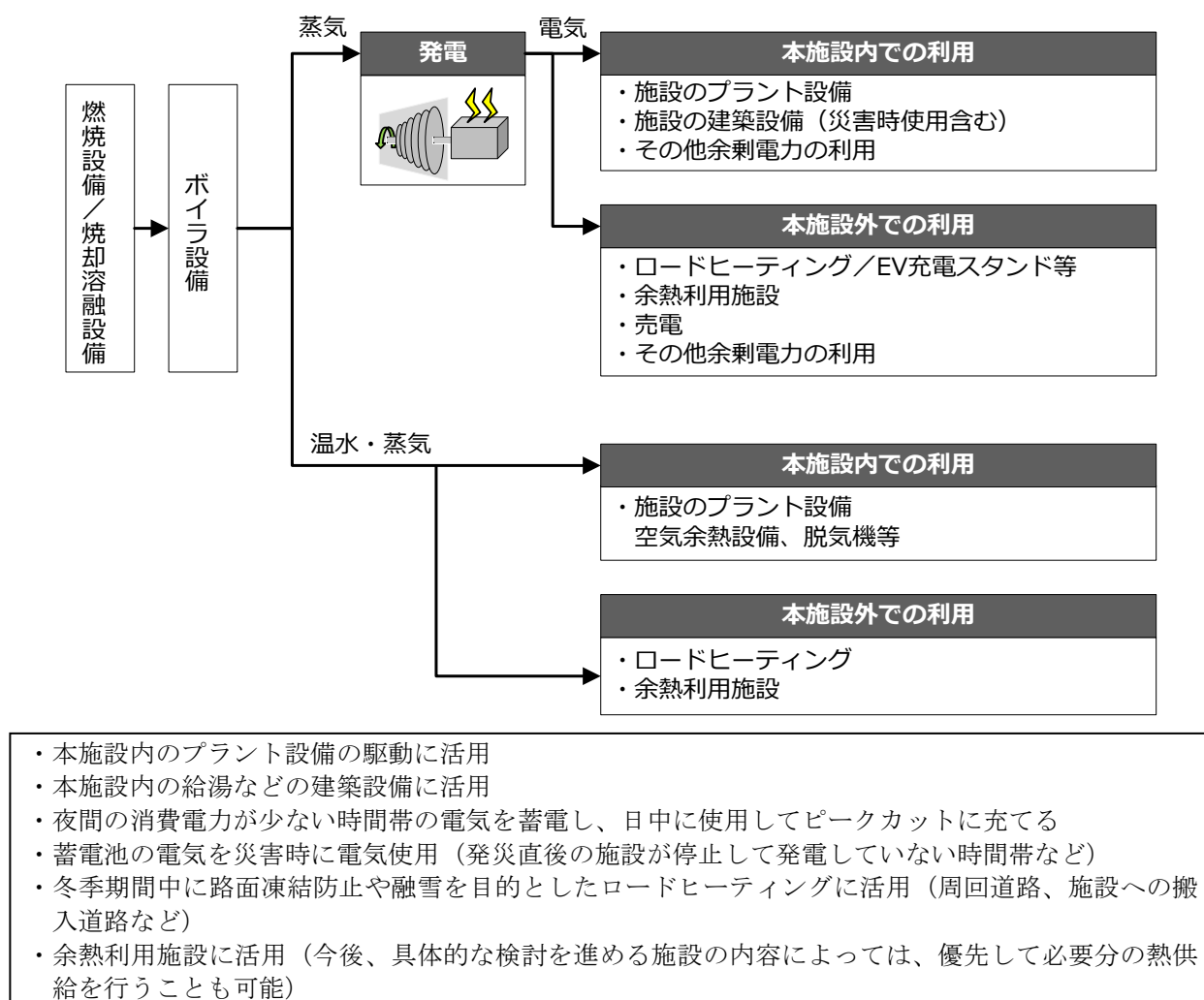
⑫ 雑設備

雑設備は、炉室内の清掃用の設備や公害監視用のデータ表示盤、作業環境対策としてのエアシャワー設備、集じん装置、脱臭装置及び本施設の説明用備品類等で構成する。

8. 余熱利用計画

ごみ処理時の廃熱を利用して発電と熱供給を行う予定であり、具体的な用途等の詳細については、今後検討を行う。

本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、主に図2-9に示す用途に活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る計画であり、具体的な用途等の詳細については、今後検討を行う。



出典：「ごみ処理施設整備基本計画」（令和7年6月 盛岡広域環境組合）

図 2-9 余熱利用の方針

2.2.5 受け入れ計画等の概要

1. ごみの受け入れ計画

ごみの受け入れ時間帯は、表 2-14に示すとおり計画している。

表 2-14 本施設におけるごみの受け入れ時間帯

区 分	受け入れ時間帯
平 日	9 時00分～16時00分

注) 区分及び受け入れ時間帯は、今後変更する可能性がある。

2. 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

本事業に係る廃棄物運搬車両等の主要な走行ルートは、図 2-10に示すとおりである。

計画施設にごみを搬入する車両としては、当組合が収集運搬業務を委託した廃棄物運搬車両のほか、家庭ごみ及び事業系ごみを直接搬入する持ち込み車両等を想定しており、一般国道46号を経由し、対象事業実施区域に至る計画である。

3. 廃棄物運搬車両等の台数

本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数は、表 2-15に示すとおりである。

本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数は、片道639台/日と想定している。

なお、本事業に係る計画施設の供用開始後には、八幡平市清掃センター及び葛巻町清掃センター跡地に中継施設を設置し、収集運搬の効率化を図る計画であり、中継施設の整備後の廃棄物運搬車両等の最大日台数は、片道524台/日と想定している。

表 2-15 本事業に係る廃棄物運搬車両等の最大日台数

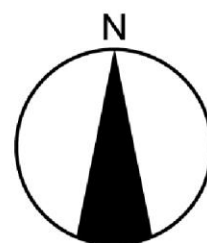
区分	廃棄物運搬車両等台数（台/日）		
	大型車類	小型車類	合 計
	収集運搬車両、灰運搬車両等	自己搬入車両、通勤車両等	
搬入車両台数	278	361	639
搬出車両台数	278	361	639
往復台数	556	722	1,278



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート(想定)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:25,000

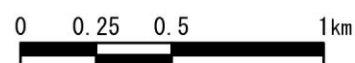


図 2-10 本事業に係る廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

2.2.6 対象事業の工事計画の概要

1. 事業工程

本事業に係る主な事業工程は、表 2-16に示すとおりである。

本事業に係る主な事業工程としては、令和14年度中の施設供用開始を目標として、測量、地質調査、環境影響評価、都市計画手続き等を進め、令和9年度頃から設計、建設工事を開始する計画である。

表 2-16 本事業に係る主な事業工程（予定）

項目 \ 年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
測量、地質調査、環境影響評価、 都市計画手続き等										
設計、建設工事										
施設供用開始										●

2. 工事工程

本事業に係る主な工事工程（想定）は、表 2-17に示すとおりである。

なお、プラントメーカーへのヒアリング（以下、「メーカーヒアリング」という。）結果を参考に想定した工事工程の詳細は、資料編（資料1）に示すとおりである。

表 2-17 本事業に係る工事工程表（想定）

工種		月	1 年目												2 年目												3 年目											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
設計	基本・実施設計																																					
	建築確認申請																																					
準備工事	仮設工事																																					
	造成工事																																					
	山留工事																																					
土木工事	杭・土工事																																					
	外構工事																																					
建築工事	躯体工事																																					
	鉄骨工事																																					
	屋根・外壁工事																																					
	内装・設備工事																																					
付帯工事	管理棟工事																																					
プラント工事	プラント機械工事																																					
	プラント電気工事																																					
受電																																						
試運転・性能試験																																						

工種		月	4 年目																5 年目															
			37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60								
設計	基本・実施設計																																	
	建築確認申請																																	
準備工事	仮設工事																																	
	造成工事																																	
土木工事	山留工事																																	
	杭・土工事																																	
建築工事	外構工事																																	
	躯体工事																																	
	鉄骨工事																																	
	屋根・外壁工事																																	
付帯工事	内装・設備工事																																	
	管理棟工事																																	
プラント工事	プラント機械工事																																	
	プラント電気工事																																	
受電																																		
試運転・性能試験																																		

注）本事業は、DBO 方式で実施する計画であることから、具体的な工事計画の内容については、最終的に受託した民間事業者が検討を行う計画である。

3. 工事用車両台数

本事業に係る工事用車両の主要な走行ルートは、図 2-11に示すとおりである。

工事用車両については、一般国道46号を経由し、対象事業実施区域に至る計画である。

また、メーカーヒアリング結果を参考に想定した本事業に係る工事用車両の最大日台数は、表 2-18に示すとおりである。

表 2-18 工事用車両の最大日台数

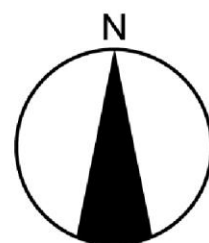
区分	工事用車両の最大日台数（台/日）		
	大型車類	小型車類	合 計
	ダンプトラック、 コンクリートミキサ車等	通勤車両等	
搬入車両台数	160	65	225
搬出車両台数	160	65	225
往復台数	320	130	450



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 工事用車両の主要な走行ルート(想定)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:25,000

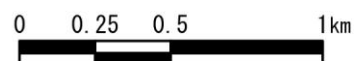


図 2-11 本事業に係る工事用車両の主要な走行ルート

2.2.7 環境保全への配慮及び災害防止に関する事項

現時点で想定している環境保全への配慮及び災害防止に関する事項は、以下に示すとおりである。

1. 工事中の環境配慮事項

(1) 大気汚染対策

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う排出ガスを抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・工事現場内では、必要に応じて粉じん等防止用のシートを使用するなど、粉じん等の発生防止に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事現場内や工事現場出入口付近では、必要に応じて散水を実施し、粉じん等の発生防止に努める。
- ・工事用車両の出入口付近の清掃に努めるほか、必要に応じてタイヤ洗浄を実施する。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
- ・工事用車両の出入に際しては、交通整理員を配置のうえ、交通誘導を行う。

(2) 騒音・振動対策

- ・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音、振動を抑制する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・工事は、平日に行うものとし、原則、休日や夜間の工事は実施しない。
- ・工事用車両の出入に際しては、交通整理員を配置のうえ、交通誘導を行う。

(3) 水質汚濁対策

- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・降雨時の工事を極力避けることにより、濁水の発生を軽減するとともに、台風、集中豪雨等が予想される場合には工事を行わない。
- ・雨水排水溝、集水桝、調整池に堆積した土砂などは速やかに除去する。
- ・仮排水や濁水の発生が極力抑制されるような工法の採用に努める。
- ・雨水、濁水に対して、必要に応じて排水処理設備の設置や土砂流出防止措置などの対策を行う。

(4) 土壌汚染対策

- ・掘削した土砂は、原則として場内で再利用するものとし、場外に搬出が必要な場合には、関係法令等を遵守するとともに、土壌の性状等を考慮のうえ、飛散防止等の適切な措置を講じる。

(5) 自然環境保全対策

- ・工事区域に仮囲い（高さ約3 m）を設置することにより、区域外への騒音の伝搬を低減する。
- ・濁水防止対策として十分な貯留容量を有する調整池を先行整備し、降雨時の土砂・濁水の場外への流出を抑制する。
- ・動物への影響を低減するため、工事関係者等への改変区域外への立ち入りを制限する。
- ・夜間工事は原則として行わず、照明は最低限の使用とし、改変区域外への漏れ光を防止する。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・建設機械は、可能な限り低騒音型機種を使用するとともに、空ぶかし等の高負荷運転を自粛させるなど、建設作業に伴う騒音を抑制する。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。

(6) 廃棄物等対策

- ・施工計画及び施工の各段階において、廃棄物の発生抑制のために、資源化等の実施が容易となるように、施工方法を工夫する。
- ・建設発生土については、原則、場内への埋戻し等による再利用を図り、残土の発生を抑制する。
- ・建築資材の選択にあたっては、有害物質等を含まないなど、分別解体や資源化等の実施が容易となるものを選択するように努め、可能な限り最終処分量を低減する。
- ・可能な限り、再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。
- ・工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材、再生砕石等の再使用型資材の活用を努める。
- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、関係法令等も踏まえて、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。

(7) 温室効果ガス削減対策

- ・省エネルギー性に優れる建設機械・工事用車両の採用に努める。
- ・工事の実施にあたっては、施工方法や工程等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けるとともに、効率的な稼働に努める。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、工事用車両の走行台数を減らすように努める。
- ・工事用車両の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより、車両の集中を避ける。
- ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。

(8) 災害防止対策

- ・造成工事等の施工中は、土砂の流出等による災害を防止するため、必要な措置を講じる。

2. 供用時の環境配慮事項

ごみ処理方式については、今後実施予定の民間事業者の選定段階において、処理方式も含めた提案を予定しており、準備書段階においては決定していない。

(1) 大気汚染対策

- ・煙突からの排ガス濃度等については、大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を公害防止基準値として設け、これを遵守する。
- ・ごみの処理においては、ごみ質の均一化を図り、適正負荷により安定した処理を維持することで、煙突からの排出ガス中の大気汚染物質の低減に努める。
- ・ばいじんは、バグフィルタ（ろ過式集じん器）により除去する。
- ・塩化水素及び硫黄酸化物は、消石灰吹き込み等により除去する。
- ・窒素酸化物は、燃焼制御によりできる限り発生を抑えるとともに、脱硝装置により除去する。
- ・ダイオキシン類は、燃焼温度、ガス滞留時間等についてダイオキシン類の発生を防止する条件を設定のうえ管理を十分に行い、安定燃焼の確保に努める。さらに、消石灰等とともに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着して、バグフィルタで除去する。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
- ・灰等の残さは、飛散しないよう屋根及び壁を設けた建屋内に保管し、天蓋付きの車両により搬出する。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(2) 騒音・振動対策

- ・設備機器は、可能な限り低騒音型、低振動型機器の採用に努める。
- ・騒音、低周波音及び振動が発生する設備機器は、強固な建屋内への配置を基本とし、騒音、低周波音及び振動の低減に努める。
- ・必要に応じて建屋内での吸音材の使用等、防音対策を行う。
- ・タービン発電機、空気圧縮機等の騒音、低周波音及び振動が発生する可能性がある機器は、コンクリート基礎等に固定するとともに、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。
- ・プラットホームの出入口には開閉式の自動シャッターを設け、車両の通行時以外は原則として閉鎖状態を保つことで、建屋内部の騒音の漏洩を最小限に抑える。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(3) 悪臭防止対策

- ・法令、県条例等を踏まえて設定した公害防止基準値を遵守する。（※なお、悪臭に係る公害防止基準値は、対象事業実施区域が市街化調整区域のため、法令上の区域設定がないことから、法令、県条例をもとにしつつ、現行の盛岡市クリーンセンターの公害防止基準値を基本に設定する。）
- ・高温燃焼により廃棄物に含まれる臭気物質を熱分解により除去する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・今後、法令等の改正により、新たに追加される物質又は新たな規制が必要な場合は、設計基準値を決めて、対応するものとする。
- ・廃棄物の保管場所、処理設備等は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の拡散を防止する。
- ・廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口扉は、常時開放しない運営とし、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止するとともに、ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・ごみピットの投入口の扉は密閉性に優れた扉とする。
- ・プラットホームを適宜洗浄する。
- ・廃棄物運搬車両用の洗車場を設置する。
- ・休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう、ピット内の空気を脱臭装置により吸引し、脱臭を行うほか、ごみピット、プラットホームには、休炉時等必要に応じて消臭剤を噴霧する。

(4) 水質汚濁対策

- ・生活排水は公共下水道へ排水し、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ排水するほか、一部を場内で再利用する。
- ・雨水は、調整池を経由した後、対象事業実施区域北東側の水路から公共用水域へ放流する。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。

(5) 土壌汚染対策

- ・廃棄物の受入れ場所は、建屋内に設置するコンクリート構造のごみピット（コンクリート構造物・不浸透性）とし、ごみピット汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・ごみ焼却方式の場合は焼却灰及び飛灰、ガス化熔融方式の場合は熔融飛灰が発生するものの、焼却灰は冷却を行った後、焼却灰ピットに貯留するほか、飛灰は飛灰処理設備において、飛灰中に含まれる重金属等が溶出しないように安定化处理する。

(6) 自然環境保全対策

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。
- ・凍結防止剤が河川等に流入しないよう、洗車排水を公共下水道に排水する。
- ・既存水路の改修にあたっては、可能な限り改修後に水流の一部に緩急をつける等の配慮を促す。
- ・調整池の設置に際しては未舗装部を残す等、水生昆虫類の生息場所となるよう努める。
- ・緑化にあたっては、可能な限り在来種を用いるほか、面的に緑化が可能な場所は表土の活用を検討する。
- ・緑化する場合は在来種を用いることとするが、可能な限り表土利用により現況の植生に近い草本や、動物の生息環境、採餌環境となるヤナギ高木等の再生を促す。
- ・設置する照明は最小限のものとし、対象事業実施区域外への漏れ光がないよう配置する。
- ・在来種による草本群落が定着した場所では、草刈り等による維持管理を行う。

(7) 日照障害に係る配慮事項

- ・建築物を可能な限り小さくすることにより、対象事業実施区域外に及ぶ日影の範囲を小さくする。
- ・敷地境界から建築物までの距離を可能な限り確保するとともに、対象事業実施区域の南側に配置することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。
- ・北側に向かって高さを抑えた勾配の屋根にする等、建築物の形状を工夫することにより、日影による影響を可能な限り小さくするように配慮する。

(8) 電波障害に係る配慮事項

- ・計画施設は、可能な限り高さを抑えた形状とする等、工場棟や管理棟の構造及び高さに配慮する。
- ・本事業に起因して新たな電波障害が生じることが明らかになった場合には、実態を確認のうえ、適切な改善対策を講じる。
- ・工事中及び供用時には問合せ窓口を設置し、電波障害に関する問合せが住民からあった場合には、実態を確認のうえ、迅速かつ適切な対応を行う。

(9) 景観に係る配慮事項

- ・施設の計画にあたっては、「盛岡市景観計画」（令和8年3月 盛岡市）に準拠する。
- ・施設配置の計画にあたっては、対象事業実施区域が「盛岡市景観計画」に基づく「田園・丘陵景観地域」及び「河川景観保全地域」となっていることを踏まえて、計画建物について可能な限り雫石川からの離隔を確保するなどの配慮を行う。
- ・建築物は、周辺の自然環境と景観に調和したデザインを基本とし、周囲への圧迫感を和らげ、バリアフリー性能を確保した利便性の高い開放的な雰囲気を感じるデザインとするなど、ユニバーサルデザインを基本とした施設とする。
- ・「盛岡市景観計画」に基づき、対象事業実施区域の南側の敷地境界から約30mの範囲を「河川景観保全地域」として、原則、工場棟や煙突などの建築物及び工作物を設置しない計画とし、河川景観に配慮を行う。
- ・建築物は大きな壁面の分節化をすることにより、周囲への圧迫感を和らげる。
- ・外壁及び屋上に設備機器を設ける場合、外部から直接見えない構造とする。
- ・河川景観保全地域においては、できる限り在来種による緑化等を行うなど、自然環境に配慮した修景に努める。

(10) 廃棄物等対策

- ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。
- ・焼却主灰は、セメント原料化、焼成砂化、熔融固化等により、資源化する。
- ・熔融スラグは、路盤材等として有効利用する。
- ・熔融メタルは、非金属精錬用還元剤処理等により有効利用する。

(11) 温室効果ガス削減対策

- ・ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用した発電については、より高い発電効率となるよう努める。
- ・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。
- ・ごみ質や燃焼温度の管理等を適切に行い、助燃料の使用量低減に努める。
- ・本施設では、ごみ処理時に発生する余剰蒸気を使用して発電機により発電することで、余熱利用施設にて活用するほか、電気以外の温水や蒸気についても、プラント設備を中心に余熱利用を図る。
- ・施設内の照明は、LED照明機器を採用する。
- ・設備機器の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・中継施設を整備することにより、廃棄物運搬車両等の運行台数を少なくする。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、制限速度の遵守や不要な空ぶかし、急加速、急発進等の高負荷運転を自粛させるなどの指導を徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・当組合が収集運搬業務を委託する廃棄物運搬車両については、計画的かつ効率的な運行管理に努め、廃棄物運搬車両等の運行台数を可能な限り抑制する。

(12) 災害防止対策

- ・施設の稼働に伴う火災、爆発等の事故を防止するため、ごみの受け入れ管理の徹底、受け入れたごみの適切な選別等を行うとともに、設置した機器類等の定期点検を実施する。

3. 公害防止基準値の設定

本事業では、周辺環境への環境負荷低減のほか、エネルギー効率（発電含む）や費用対効果等も考慮し、既設のごみ処理施設の基準や県内自治体や全国における同規模施設における最新事例等も参考に、近年の技術動向等も加味したうえで、表 2-19(1)～(3)に示すとおり、公害防止基準値（自主規制値）を設定する計画である。

なお、本事業に係る対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されていることから、騒音、振動、悪臭、排水等については、各法令上の規制基準等が適用されない地域となっているものの、本事業では、既設の盛岡市クリーンセンターにおける公害防止基準値を基本に設定した。

また、施設内からの生活排水は公共下水道へ排水し、プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行った後、公共下水道へ排水するほか、一部を場内で再利用する計画とし、近隣河川への排水は行わないものとする。

表 2-19(1) 公害防止基準値（排出ガス濃度）

項目	公害防止基準値	法規制値等
ばいじん	0.01g/m ³ N	0.04g/m ³ N
硫黄酸化物（SO _x ）	10ppm	約 1,600ppm (K 値 14.5)
塩化水素（HCl）	10ppm	430ppm
窒素酸化物（NO _x ）	50ppm	250ppm
水銀（Hg）	30 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N
ダイオキシン類（DXNs）	0.05ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N

表 2-19(2) 公害防止基準値（騒音・振動：敷地境界の基準値）

項目		公害防止基準値	備考
騒音	朝（6時～8時）	50デシベル	騒音規制法 第二種区域
	昼間（8時～18時）	55デシベル	
	夕（18時～22時）	50デシベル	
	夜間（22時～6時）	45デシベル	
振動	昼間（7時～20時）	60デシベル	振動規制法 第一種区域
	夜間（20時～7時）	55デシベル	

注）岩手県では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、特定工場等の騒音・振動について、都市計画区域のうち用途地域が指定された地域を対象に規制されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

表 2-19(3) 公害防止基準値（悪臭：敷地境界の基準値）

項目	公害防止基準値	
	敷地境界基準値	煙突出口基準値
臭気濃度	10	1,000
アンモニア	1 ppm	10 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	—
硫化水素	0.02 ppm	—
硫化メチル	0.01 ppm	—
二硫化メチル	0.009 ppm	—
トリメチルアミン	0.005 ppm	—
アセトアルデヒド	0.05 ppm	—
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	—
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	—
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm	—
イソバレールアルデヒド	0.003 ppm	—
イソブタノール	0.9 ppm	—
酢酸エチル	3 ppm	—
メチルイソブチルケトン	1 ppm	—
トルエン	10 ppm	—
スチレン	0.4 ppm	—
キシレン	1 ppm	—
プロピオン酸	0.03 ppm	—
ノルマル酪酸	0.001 ppm	—
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	—
イソ吉草酸	0.001 ppm	—

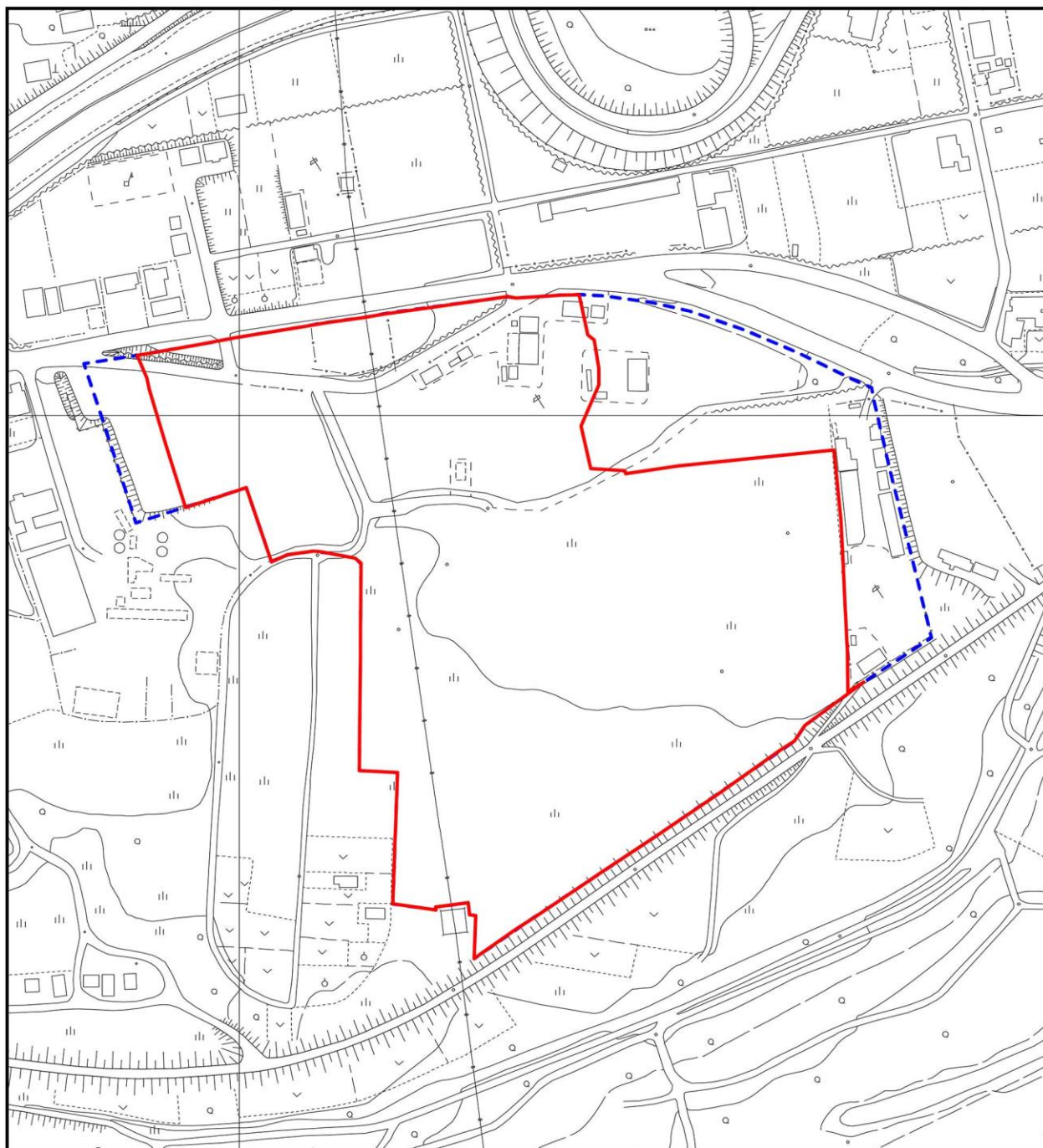
注）岩手県では9市町について規制地域が指定されており、対象事業実施区域が位置する盛岡市は特定悪臭物質による規制地域に指定されているものの、対象事業実施区域は市街化調整区域となっていることから、基準は適用されない地域である。

2.2.8 その他の対象事業に関する事項

1. 対象事業実施区域に関する検討経緯

対象事業実施区域に係る方法書からの変更内容は、図 2-12に示すとおりである。

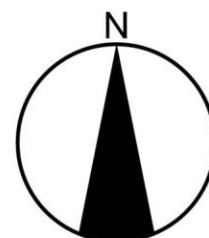
対象事業実施区域について、方法書時点（令和6年2月）では、地形、土地の形状、土地所有者や土地利用状況等を勘案して、面積約7haの区域を対象事業実施区域としていたものの、令和7年6月に策定した「施設整備基本計画」に係る施設整備検討委員会における審議等を踏まえて、施設の規模（処理能力）、施設配置、構内動線等の検討を更に進めた結果、面積約6haの対象事業実施区域に縮小することとした。



凡 例

- 対象事業実施区域（準備書）
- 対象事業実施区域（方法書）

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の「盛岡広域都市計画図(1/2,500)」を複製したものである。(承認番号)令和7年4月30日岩手県指令都第8-1号



1:3,000



図 2-12 対象事業実施区域に係る方法書からの変更内容

2. 対象事業の規模（処理能力）に関する検討経緯

対象事業の規模（処理能力）に係る方法書からの変更内容は、表 2-20に示すとおりである。

対象事業の規模（処理能力）については、盛岡広域 8 市町の圏域におけるごみの排出状況、将来のごみ排出推計等に基づき検討しており、方法書時点（令和 6 年 2 月）では 438 t/日としていたものの、令和 7 年 6 月に策定した「施設整備基本計画」では 378 t/日としている。

さらに、「施設整備基本計画」の策定後も検討を進め、現時点では盛岡広域 8 市町の圏域における令和 6 年度のごみ排出量の実績、近年の動向及び将来のごみ排出推計等を踏まえて施設規模を「357 t/日」としている。

表 2-20 対象事業の規模（処理能力）に係る方法書からの変更内容

時期	方法書時点 (令和 6 年 2 月)	ごみ処理施設整備基本計画 (令和 7 年 6 月)	準備書時点 (令和 8 年 6 月)
処理能力	438 t/日 (18.25 t/時間) [約 6.083 t/時間・炉×3 炉×24 時間]	378 t/日 (15.75 t/時間) [約 5.25 t/時間・炉×3 炉×24 時間]	357 t/日 (14.875 t/時間) [約 4.958 t/時間・炉×3 炉×24 時間]